

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市安佐北区大林町字人甲6番1

氏名 株式会社山陽レック
代表取締役 長橋 義孝
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。



広島市長 松井 一 實



許可の年月日 令和 2年 7月28日

許可の有効期限 令和 9年 7月27日



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

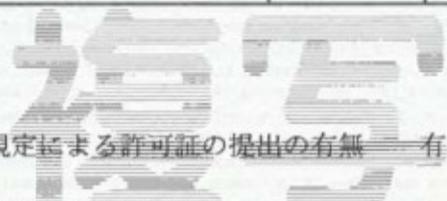
4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H25. 3. 13	変更許可	H28. 7. 26	変更許可
H25. 6. 18	変更許可	H29. 5. 31	変更許可
H27. 7. 30	更新許可	R 2. 9. 7	更新許可 (優良認定)

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

6. 備考

令和 7年 4月14日 代表者変更により書換



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>中間処理 (焼却) この欄以下余白</p>	<p>廃油（揮発油類、灯油類、軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。） 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。） 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。） 感染性産業廃棄物 汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (中和安定化・分解) この欄以下余白</p>	<p>廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。） 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。） 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (硫化・固型化) 以下余白</p>	<p>廃水銀等。以下余白</p>

禁複写

複写